

(兵庫県告示第 402 号)

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項に基づき、するめいか、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 3 管理年度における数量を次のように定めたので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。

令和 3 年 3 月 30 日

兵庫県知事 井戸 敏 三

第 1 するめいか

1 都道府県別漁獲可能量

現行水準

2 知事管理漁獲可能量

法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県するめいか漁業	現行水準

第 2 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

2.3 トン

2 知事管理漁獲可能量

法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業	1.9 トン
兵庫県日本海定置漁業	0.3 トン
兵庫県その他漁業	0.1 トン

第 3 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

8.7 トン

2 知事管理漁獲可能量

法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業	2.8 トン
兵庫県その他漁業	2.4 トン